

流山市公民館等の掲示物等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、流山市公民館等（以下「公民館等」という。）に掲示又は設置の依頼があった掲示物等の取扱いを適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公民館等 教育機関である流山市中央公民館、流山市北部公民館、流山市東部公民館及び流山市初石公民館並びに出先機関である流山市市民会館、流山市南流山センター及び流山市おおたかの森センターをいう。
- (2) 掲示物等 宣伝目的又は特定の勧誘若しくは運動の目的をもって掲示されるポスター、チラシ及びこれらに準ずるものをいう。
- (3) 館長等 公民館長、施設長、センター長などの公民館等の施設管理者をいう。

(掲示の目的)

第3条 公民館等に掲示する掲示物等については、公民館等の設置の目的に供する内容について、広く市民に周知及び啓発するために行うものである。

(掲示物等の範囲)

第4条 掲示することのできる掲示物等は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 流山市市長事務部局（以下、「市長事務部局」という。）及び流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の各課担当課（各館を含む。）の事業であるもの。
- (2) 国及び他の地方公共団体からの依頼のもの。
- (3) 市及び教育委員会の後援、推薦等があり、各課担当課（各館を含む。）より依頼のあるもの。
- (4) 本市の公民館使用料減免団体が、当該団体の活動等を周知するもの。
- (5) 公民館等で活動する団体が、当該団体の会員募集や活動発表

等を周知するもの。

(6) その他公共性、公益性がある団体の活動に関するもので、次のいずれかに該当するもの。

ア 地域振興の促進及び市民の日常生活の向上に寄与するもの。

イ ボランティア活動の促進に関するもの等、社会的に有益なもの。

(7) 前各号に掲げるもののほか、館長等が特に必要と認めたもの。

(掲示物等の優先順位)

第5条 掲示枠に限りがある場合には、掲示物等の掲示優先順位は、公民館の主催事業に係るものを最優先とし、教育委員会の生涯学習部の各課等(各館を含む。)、教育委員会の生涯学習部を除く各課等、市長事務部局の各課等、教育委員会及び市長事務部局の関係団体、近隣市、国及び近隣市を除く他の地方公共団体、その他の団体の事業に係るものの順に優先順番とし、公共性や緊急性等も考慮するものとする。

(掲示物等の掲示期間)

第6条 掲示物等の掲示期間は、事業が終了するまでとし、申込み等の締切りがあるものについては、その締切日までとする。

なお、公民館等で活動する団体の会員募集など、特に期限が判然としない掲示物等についての掲示期間は、1か月以内とし、再掲示には2か月以上の間隔を空けるものとする。

(掲示物等の規格)

第7条 掲示物等の規格については、日本工業規格の寸法によるA3サイズの大きさまでとし、チラシについてはA4サイズの大きさまでとする。

(掲示物等の制限)

第8条 掲示物等の掲示内容が、もっぱら営利を目的としたもの、特定の政党の政治活動並びに特定の団体の宗教活動を目的としたもの、又は社会通念上、相応しくないと館長等が判断するものについては掲示することはできない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、公民館長が定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から適用する。